

## (案)

### 売買契約書

静岡県公営企業管理者（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、水道用硫酸アルミニウムの納入について、次の条項により売買契約を締結する。

#### （信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

#### （目的）

第2条 乙は、次に掲げる浄水用薬品（以下「薬品」という。）を甲に売り渡すものとする。

品名 水道用硫酸アルミニウム

規格 日本水道協会規格（JWWA K155：2005）に適合するもの。

#### （契約期間）

第3条 契約期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

#### （契約単価）

第4条 薬品の単価は、1トン当たり金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）  
とする。

#### （納入場所）

第5条 薬品の納入場所は、次のとおりとする。

・富士市中之郷 2100 番地	東駿河湾工業用水道	富士川浄水場
・富士市厚原 1111 番地	東駿河湾工業用水道	厚原浄水場
・浜松市北区初生町 1163 番地の1	西遠工業用水道	初生浄水場

#### （納入方法）

第6条 乙は、企業局東部事務所長、西部事務所長（以下「丙」という。）の請求により、丙の指定した量の薬品を、丙の指定した日時までに、丙の指定した納入場所に、丙が命じた職員の立会いのもとに、納入しなければならない。

2 乙は、薬品納入の都度、輸送車ごとに薬品の製造業者が発行する成分分析表及び計量証明業者が発行する重量票を、丙に提出しなければならない。なお、これらに掛かる費用は、乙の負担とする。

3 乙及び丙は、薬品の納入の際に、薬品の納入量を相互に確認するものとする。

4 丙は、乙に丙の指定する計量証明業者の計量票の提出を求めることができる。  
この場合の費用は乙の負担とする。

5 乙は、厚生労働省令「水道施設の技術的基準を定める省令」別表第1のサンプリング試験結果（最大注入率 200mg/L）の写し又は日本水道協会等の認証機関による水道用薬品等の認証登録証の写しを契約締結後、速やかに提出するものとする。また、水道用薬品等の認証登録証の更新をした場合又は製造工程の変更等が生じた場合には、速やかに丙に報告を行うものとする。なお、これらに掛かる費用は、乙の負担とする。

6 乙は、薬品の運搬、搬入業務を乙以外の者に請け負わせようとする場合には、その者の住所及び氏名を、本契約締結後、速やかに丙に報告する。また、その後の変更が生じた場合は、速やかに丙に報告するものとする。

7 乙は、本契約締結後、速やかに営業日、安全データシート（S D S）並びに納入の際に使用するタンクローリーの車番及び搭乗者名を丙に報告する。また、その後の変更が生じた場合は、速やかに丙に報告するものとする。

(暴力団関係業者による下請等の禁止等)

第7条 乙は、次のアからオまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人（下請その他この契約に関連する契約の相手方を含む。以下同じ。）としてはならない。

ア 役員等（乙が個人である場合にあっては当該個人、乙が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

2 乙は、納入業務に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該業務に係る再下請契約等を締結させてはならない。

3 乙が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該業務に係る下請負契約（下請その他この契約に関連する契約を含む。以下同じ。）を締結させた場合は、甲は、乙に対して、当該契約の解除（乙が当該契約の当事者でない場合においては、乙が当事者に対して当該解除を求めるることを含む。以下同じ。）を求めることができる。

4 前項の規定による解除を求めしたことによって生じる下請負契約の当事者の損害については、乙が一切の責任を負うものとする。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第8条 乙は、暴力団員等又は暴力団関係企業による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力をを行うものとする。

2 前項の規定により警察に通報し、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに甲にその旨を文書で報告しなければならない。

3 乙は、暴力団員等又は暴力団関係企業による不当介入を受けたことにより、納入に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、甲と協議を行うものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、薬品の納入が指定された日時に遅れたため、又は納入された薬品が第2条の規格によらないものであったため、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合における損害賠償金の額、支払方法等については、甲乙協議して定める。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なくしてこの契約に定める義務を履行しないとき又は義務を履行することができないと認めるとき。

(2) 次のアからキのいずれかに該当したとき。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除された場合において、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（権利譲渡等の禁止）

第11条 乙は、第三者に対し納入業務のすべてを委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。

（代金の支払）

第12条 乙は、月ごとに納入した薬品の代金を甲に請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

（定めのない事項の処理）

第13条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和2年　　月　　日

（甲） 静岡市葵区追手町9番6号  
静岡県公営企業管理者  
企業局長

（乙）